

## 鎌倉市条例第17号

## 鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 対象建築物の登録等（第3条—第6条）

第3章 保存建築物等に関する制限

　　第1節 現状変更の規制（第7条・第8条）

　　第2節 保存のための措置（第9条—第14条）

第4章 雜則（第15条—第18条）

## 付則

　　第1章 総則

　　（目的）

第1条 この条例は、歴史的な価値を有する建築物を保存し、及び活用し、並びにその安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財

イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物

ウ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財

エ 鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）第11条第1項の規定により指定された鎌倉市指定有形文化財

オ 鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第30条第1項の規定により指定された景観重要建築物等

カ アからオまでに掲げるものに準ずるものとして市長が認めるもの

(2) 移築 建築物を他の敷地に移して新築することをいう。

- (3) 増築等 建築物の増築、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替をいう。
- (4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。
- ア 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容
- イ 当該対象建築物の安全性に関する事項
- ウ 当該対象建築物の維持管理に関する事項
- エ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項
- (5) 保存建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による登録を受けたものをいう。
- (6) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）をいう。

## 第2章 対象建築物の登録等

### (所有者による登録の申請)

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

- 2 前項の規定による申請を行おうとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請を行おうとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地（保存活用計画において、当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）について所有権又は借地権を有する者があるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

### (対象建築物の登録等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行う必要があり、かつ、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物を保存建築物登録簿に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、鎌倉市建築審査会条例（昭和56年12月条例第10号）第8条第1項に規定する鎌倉

市建築審査会専門委員会の意見を聽かなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、当該対象建築物の所有者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならぬ。
- 5 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、当該保存建築物に係る法第3条第1項第3号の規定による指定を行うための必要な手続をとるものとする。

(登録事項の変更)

第5条 保存建築物の所有者は、保存活用計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長に対し、変更の登録（以下「変更登録」という。）を申請しなければならない。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとときは、変更登録をすることができる。
- 4 市長は、前項の変更登録をしたときは、その旨を公告するとともに、前条第4項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項の規定は、変更登録について準用する。

(登録の抹消)

第6条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保存建築物の登録を抹消しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
  - (2) 滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その登録を抹消することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、その旨及びその理由を公告するとともに、当該抹消された保存建築物の所有者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により保存建築物の登録を抹消したとき

は、当該抹消された保存建築物に係る法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を解除しなければならない。

### 第3章 保存建築物等に関する制限

#### 第1節 現状変更の規制

##### (増築等の許可等)

第7条 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に關しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、保存活用計画の内容と相違するときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該保存建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の許可は、当該許可に係る工事が法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに受けなければならない。
- 5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

##### (完了検査)

第8条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内に市長に到達するようにしなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に市長に到達するようにしなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、同項の保存建築物が

当該許可の内容に適合していることを認めたときは、その旨を第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

## 第2節 保存のための措置

### (所有者の管理義務等)

第9条 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

- 2 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、保存建築物の所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任したときも、同様とする。
- 4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。
- 5 保存建築物の所有者を変更したときは、新たに所有者となった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### (維持管理の報告等)

第10条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物について、保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物の現状又は管理若しくは工事の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

### (管理に関する助言、勧告及び命令)

第11条 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。

- 2 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないため当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を執らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その

者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置を執ることを命じることができる。

(監督処分)

第12条 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反した保存建築物又は保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物（以下「保存建築物等」という。）の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、増築、改築、移転、移築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置を執ることを命じることができる。

2 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号）第12条第1項に規定する意見陳述のための手続を執ることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

(権利義務の承継)

第13条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、当該保存建築物に関しこの条例に基づいて市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による当該所有者でなくなった者の権利及び義務を承継する。

(登録の取消し)

第14条 市長は、第12条第1項又は第2項前段の規定による命令に違反した者に係る保存建築物の登録を取り消すことができる。

2 第6条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

#### 第4章 雜則

(建築物の設計及び工事監理)

第15条 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第3条の

3 第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

- 2 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。
- 3 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

（消防長の意見の聴取）

第16条 市長は、第4条第1項の規定による登録又は第5条第3項の規定による変更登録をしようとする場合においては、消防長に意見を聞くことができる。

（立入調査等）

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(建築審査会条例の一部改正)

3 鎌倉市建築審査会条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市長から鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成28年10月条例第17号）第4条第2項（同条例第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められたとき。

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成28年10月条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存建築物の登録の申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定による申請をしようとする者は、対象建築物の名称及び敷地（保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地。第1号を除き、以下同じ。）の位置を記載した登録申請書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請の日現在の状況（次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める状況）を表示した別表第1(1)の項及び(2)の項に掲げる図書
    - ア 対象建築物が既に解体されている場合 当該申請の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況
    - イ 保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合（アの場合を除く。） 当該申請の日現在の対象建築物の存する敷地及び対象建築物の状況
  - (2) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面
  - (3) 条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号及び第2号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。
- 3 市長は、条例第3条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による登録をしたときは、登録通知書（第2号様式）に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、条例第3条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による登録をしないときは、登録しない旨の通知書（第3号様式）に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

(保存活用計画)

第3条 条例第3条第2項の保存活用計画は、保存活用計画書（第4号様式）に次に掲げる図書を添付したものとする。

- (1) 別表第1(2)の項から(4)の項までに掲げる図書
- (2) 保存活用計画概要書（第5号様式）
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号及び第2号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。  
(登録の縦覧事項)

第4条 条例第4条第4項の規則で定める事項は、保存活用計画概要書に記載すべき事項とする。

(変更登録の申請等)

第5条 条例第5条第1項の規定による申請をしようとする者は、変更登録申請書（第6号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の保存活用計画書
- (2) 別表第1に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）
- (3) 条例第5条第2項において準用する条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面
- (4) 変更後の保存活用計画概要書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号から第4号までに掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る保存建築物について同条第3項の変更登録をしたときは、登録通知書に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、条例第5条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る保存建築物について同条第3項の変更登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

(変更登録を要しない軽微な変更)

第6条 条例第5条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存建築物の名称の変更
- (2) 保存建築物の所有者の変更

- (3) 保存建築物の所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (4) 設計者の変更
- (5) 保存対象敷地の地名及び地番の変更（保存対象敷地の境界の変更を伴わない場合に限る。）
- (6) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更  
(現状変更の許可の申請等)

第7条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、現状変更許可申請書（第7号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第1(2)の項及び(3)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第1(2)の項及び(3)の項に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。
- 3 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、現状変更許可通知書（第8号様式）に、現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、条例第7条第1項の許可をしないときは、許可しない旨の通知書（第9号様式）に、現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

（建築主等の変更の届出）

第8条 現状変更許可通知書の交付を受けた者は、条例第7条第1項の許可に係る工事が完了するまでに次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、建築主等の変更届（第10号様式）の正本及び副本に当該許可に係る現状変更許可通知書の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 建築主を変更しようとするとき。
- (2) 工事監理者又は工事施工者を変更しようとするとき。
- (3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名の変更があったとき。  
(許可を要しない行為)

第9条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める

## 行為

### (申請の取下げの届出)

第10条 条例第3条第1項の規定による申請、条例第5条第1項の規定による申請又は条例第7条第1項の許可の申請をした者が、それぞれ登録通知書又は現状変更許可通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、登録等申請取下げ届（第11号様式）の正本及び副本により市長に届け出なければならない。

### (完了検査の申請等)

第11条 条例第8条第1項の規定による申請をしようとする者は、完了検査申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第8条第5項の規定による通知は、完了検査通知書（第13号様式）により行うものとする。
- 3 条例第8条第2項ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

### (所有者等の変更の届出)

第12条 条例第9条第3項、第5項及び第6項の規定による届出は、所有者等の変更等の届（第14号様式）により行うものとする。

- 2 条例第9条第6項の規定による届出は、所有者等の変更等の届に当該保存建築物の所有者が変更したことを証する書面を添えて行うものとする。

### (維持管理の報告)

第13条 条例第10条第1項の規定による報告は、維持管理報告書（第15号様式）に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。

### (身分証明書)

第14条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第16号様式）とする。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第5条及び第7条）

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、方位、道路及び目標となる地物
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路又は処理経路
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、地盤面、各階の床及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図 2面以上の軸組図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位

	事業計画書	改修計画、各室利用計画、建築基準法に不適合な箇所・項目
	工事工程表	
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分に使用される部材の劣化及び損傷の状況 屋根、軒裏、外壁、開口部の劣化及び損傷の状況、室内の仕上げの材料の種類等
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果 構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災等に対する安全性の評価説明書	建築物の内部及び外部で生じる火災に対する安全性の評価結果 火災等に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
(4)	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事等の内容 火災等に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事等の内容
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

別表第2（第13条）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出、建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

## 第1号様式（第2条）

## 登録申請書

		年   月   日
(宛先) 鎌倉市長		申請者 住 所 氏 名 印 電 話 (法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)
鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第3条第1項の規定により、次の建築物を保存建築物として登録することを申請します。		
1 対象建築物の名称		
2 敷地の地名地番	鎌倉市	
3 敷地の所有権を有する者の住所 氏名	住所	
	氏名 電話	
	住所	
	氏名 電話	
4 敷地の借地権を有する者の住所 氏名	住所	
	氏名 電話	
	住所	
	氏名 電話	
※受付欄	※消防関係意見聴取欄	※登録番号欄
		年   月   日
		第                  号
		係員印

## 備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 3欄又は4欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

第2号様式（第2条）

登録通知書

鎌倉市指令 第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長 印

下記による 登録申請書・変更登録申請書 及び添付図書に記載の計画について、  
鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例 第4条第1項の規定による登  
録・第5条第3項の変更登録 をしたので、同条例第4条第3項（第5条第5項にお  
いて準用する場合も含む。）の規定により、通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 敷地の地名地番

3 建築物又はその部分の概要

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第3号様式（第2条）

登録しない旨の通知書

鎌倉市指令 第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長 印

別添の登録申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第4条第1項の規定による登録をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

教示文

## 第4号様式（第3条）

## 保存活用計画書

1 建築物の名称						
2 建築物の所有者		住所				
		氏名 電話				
3 増築等の工事の種別		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替				
4 敷地の概要	地名地番	鎌倉市				
	住居表示	鎌倉市				
	用途地域					
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし				
	その他の地域地区					
	指定建ぺい率	%	指定容積率	%		
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築物の数	棟		
前面道路	幅員 m	接道長 m				
5 建築物の概要	主要用途					
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m		
	建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%		
	延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%		
	階別	階	階	階	合計	
	申請に係る建築物	用途				
		構造				
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	申請に係る建築物	用途				
		構造				

	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
その他の建築物	用途				
	構造				
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
その他の建築物	用途				
	構造				
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
6 増築等の工事の内容					
7 安全性に関する事項	構造上の安全性				
	防火上の安全性				
8 維持管理に関する事項	調査の項目・概要				
	報告の方法・時期				
9 敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項					
10 設計者	住所				
	氏名		資格		
	電話	建築士 登録第			号
	建築士事務所名		登録		
電話	建築士事務所 知事登録第			号	

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。
- 3 6欄、7欄、8欄及び9欄はできるだけ具体的に記入してください。この場合において、これらの欄に記入することができないときは、別紙に記入してください。
- 4 「増築等」とは、建築物の増築、改築、移転若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替えをいいます。

## 第5号様式（第3条）

## 保存活用計画概要書

(第1面)

1 建築物の名称						
2 建築物の所有者		住所				
		氏名				
3 保存管理責任者		住所				
		氏名				
4 増築等の工事の種別		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替				
5 敷地の概要	地名地番	鎌倉市				
	住居表示	鎌倉市				
	用途地域					
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし				
	その他の地域地区					
	指定建ぺい率	%	<input type="checkbox"/>	指定容積率	%	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築物の数	棟		
6 建築物の概要	建築物の番号					
	建築物別用途					
	建築物の高さ等	最高高さ	m	m	m	m
		階数	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階
		構造				
	建築面積	建築物別	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		合計	m <sup>2</sup>		建ぺい率	%
	延べ面積	建築物別				
		合計	m <sup>2</sup> (容積対象 m <sup>2</sup> )		容積率	%
	※登録の年月日及び番号		年 月 日 第 号			
※変更登録の年月日及び番		年 月 日 第 号				

## 許可の履歴

(第2面)

1	許可年月日及び番号	年      月      日      第      号	
2	建 築 主	住所	
		氏名 電話	
3	設 計 者	住所	
		氏名 電話	資格 建築士 大臣登録第      号
		建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第      号
4	工 事 監 理 者	住所	
		氏名 電話	資格 建築士 大臣登録第      号
		建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第      号
5	工 事 施 工 者	住所	
		氏名 電話	
		<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 神奈川県知事      許可      第      号	

## 備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 建築物の番号欄は、敷地内の建築物ごとに通し番号を記入してください。

(第3面)

---

付近見取図

---

配置図

---

備考

- 1 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- 2 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

## 第6号様式（第5条）

## 変更登録申請書

(宛先) 鎌倉市長		年　月　日
		申請者　住 所 氏 名 電 話
(法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)		
鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第5条第1項の規定により、次の保存建築物に係る変更登録を申請します。		
1 保 存 建 築 物 の 名 称		
2 登 録 年 月 日 及 び 番 号	年　月　日	第　号
3 敷 地 の 地 名 地 番	鎌倉市	
4 敷 地 の 所 有 権 を 有 す る 者 の 住 所 氏 名	住所	
	氏名	電話
	住所	
	氏名	電話
5 敷 地 の 借 地 権 を 有 す る 者 の 住 所 氏 名	住所	
	氏名	電話
	住所	
	氏名	電話
※ 受 付 欄	※消防関係意見聴取欄	※登録番号欄
		年　月　日
		第　号
		係員印

## 備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 4欄又は5欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

## 第7号様式（第7条）

## 現状変更許可申請書

(第1面)

		年      月      日
(宛先) 鎌倉市長		申請者 住 所 氏 名 印 電 話 (法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)
鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第7条第1項の規定により、現状変更の許可を申請します。		
1 保 存 建 築 物 の 名 称		
2 登 録 年 月 日 及 び 番 号	年      月      日      第      号	
3 保 存 建 築 物 の 所 有 者 住 所 氏 名	住所	
	氏名 電話	
4 設 計 者	住所	
	氏名 電話	資格 建築士 大臣登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第 号
5 工 事 監 理 者	住所	
	氏名 電話	資格 建築士 大臣登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第 号
6 工 事 施 工 者	住所	
	氏名 電話	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 神奈川県知事    許可 第      号	
※ 受 付 欄	※ 備 考 欄	※ 許 可 番 号 欄
		年      月      日
		第      号
		係員印

## (第2面)

7 敷地の地名地番	鎌倉市					
8 敷地面積	m <sup>2</sup>					
9 現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替					
10 敷地の概要	地名地番					
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m		
	建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%		
	延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%		
	構造					
	階別	階	階	階	合計	
	延べ面積	申請部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		申請以外の部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
11 工事着手予定年月日	年 月 日					
12 工事完了予定年月日	年 月 日					

## 備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 3欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。
- 4 5欄及び6欄は、工事監理者及び工事施工者が未定である場合は、記入する必要はありません。

第8号様式（第7条）

現状変更許可通知書

鎌倉市指令 第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長 印

1 申請年月日 年 月 日

2 敷地の地名地番

3 建築物又はその部分の概要

上記による現状変更許可申請者及び添付図書に記載の計画について、鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第7条第1項及び第3項の規定に基づき、下記の条件を付して許可したので通知します。

記

教示文

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第9号様式（第7条）

許可しない旨の通知書

鎌倉市指令 第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長 印

別添の現状変更許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第7条第1項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

教示文

## 第10号様式（第8条）

## 建築主等の変更届

		年　月　日
(宛先) 鎌倉市長		申請者 住 所 氏 名 印 電 話
(法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)		
<p>鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第8条の規定により、</p> <p><input type="checkbox"/>建築主  <input type="checkbox"/>工事監理者の変更について届け出ます。  <input type="checkbox"/>工事施工者</p>		
1 保 存 建 築 物 の 名 称		
2 敷 地 の 地 名 地 番		鎌倉市
3 登 録 年 月 日 及 び 番 号		年　月　日　第　号
4 許 可 年 月 日 及 び 番 号		年　月　日　第　号
5 変 更 内 容	変　　更　　前	
	変　　更　　後	
6 変　　更　　理　　由		
※ 受　付　欄		※ 特　記　事　項

## 備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

## 第11号様式（第10条）

## 登録等申請取下げ届

		年　月　日
(宛先) 鎌倉市長		
		申請者 住 所 氏 名 印 電 話
(法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)		
<p><input type="checkbox"/>登録          先に行った <input type="checkbox"/>変更登録 の申請を取り下げたいので、鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する施行規則第10条の規定により届け出ます。</p>		
1 登録又は許可申請受付年月日及び受付番号		
2 申請者住所氏名	住所	
	氏名 電話	
3 敷地の地名地番	鎌倉市	
4 建築物等の用途		
5 取下げる理由		
※受付欄	※特記事項	

## 備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

## 第12号様式（第11条）

## 完了検査申請書

		年   月   日
(宛先) 鎌倉市長		申請者 住 所 氏 名 印 電 話
(法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)		
鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第8条第1項の規定により、同条例第7条第1項の許可に係る工事が完了したので検査を申請します。		
1 敷地の地名地番	鎌倉市	
2 許可年月日及び番号	年   月   日 第   号	
3 工事完了日	年   月   日	
4 設計者	住所	
	氏名 電話	資格 建築士 大臣登録第   号
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第   号
5 工事監理者	住所	
	氏名 電話	資格 建築士 大臣登録第   号
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第   号
6 工事施工者	住所	
	氏名 電話	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 神奈川県知事   許可 第   号	
※受付欄	※特記事項	

完了検査通知書

鎌 第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長 印

下記に係る工事は、鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第8条第4項の規定による検査の結果、同条例第7条第1項の許可の内容に適合していることを通知します。

記

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 敷地の地名地番

3 建築物又はその部分の概要

4 検査年月日 年 月 日

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

## 第14号様式（第12条）

## 所有者等の変更等の届

(宛先) 鎌倉市長		年 月 日
		申請者 住 所 氏 名 印 電 話
		(法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)
鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条		<input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第5項 <input type="checkbox"/> 第6項 の規定により届け出ます。
1 保 存 建 築 物 の 名 称		
2 登 録 年 月 日 及 び 番 号		
3 敷 地 の 地 名 地 番		
4 変 更 年 月 日		
5 変 更 事 項		
<input type="checkbox"/> 所有者 の <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 保存管理責任者 <input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 氏名若しくは名称又は住所の変更		
6 変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
7 変 更 理 由		
※ 受 付 欄		
※ 特 記 事 項		

## 備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 7欄は、できるだけ具体的に記入してください。

## 維持管理報告書

(第1面)

(宛先) 鎌倉市長		年　月　日			
		申請者　住 所 氏 名　印 電 話			
		(法人にあっては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)			
鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第10条第1項の規定により報告します。					
1 保 存 建 築 物 の 名 称					
2 登 録 年 月 日 及 び 番 号					
3 敷 地 の 地 名 地 番					
4 敷 地 面 積					
5 保 存 建 築 物 の 概 要	用 途	構 造			
	最 高 の 高 さ	m	最 高 の 軒 の 高 さ	m	
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	建 ペ い 率	%	
	延 ベ 面 積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%	
	階 別	階	階	階 合 計	
	延 ベ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
6 調 査 を 行 つ た 者		住 所			
		氏 名		氏 名	
		電 話		電 話	
7 調 査 日		建 築 士 事 務 所 名			
		電 話		建 築 士 事 務 所 名	
※ 受 付 欄		電 話			

## (第2面)

8 調 査 の 結 果	区分	調査項目	結果	指摘の概要	
	敷地	地盤	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		危難通路	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
	建築物の外部	基礎	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		土台	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		外壁	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		軒裏	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		開口部	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
	屋根	屋根ふき材	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		屋根下地	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
	建築物の内部	柱	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		梁	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		壁	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		床	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		天井	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		継手・仕口	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
	建築設備	給水設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		排水設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		電気設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		消防設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
	避難経路	階段	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
		廊下	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
備考			<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		
			<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外		

1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

身分証明書

第 号

身分証明書

所 属  
職 名  
氏 名

昭和・平成 年 月 日 生

上記の者は、鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 17 条第 1 項に規定する立入調査、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

年 月 日 発行  
年 月 日 まで有効

鎌倉市長 印